

機構専門医休止申請を行い、機構専門医再認定を受ける方

機構専門医資格取得後、日本専門医機構認定麻酔科専門医事前審査に関する内規第 19 条に定める理由等により、麻酔科関連業務の従事が行われず、非従事期間の申請をすることが可能です。機構認定審査会にて非従事期間申請の是非が審議され、承認を受けると休止期間が通知されます。休止期間は専門医の資格が休止されますが、再認定に必要な要件を取得する期間となります。

(麻酔関連業務非従事期間(非従事期間)の申請)

1 専門医がその単位取得期間中に以下に掲げる事由により週 3 日以上麻酔科関連の業務に従事できなかった期間がある場合、非従事期間の申請ができます。

妊娠、出産、育児、病気療養、介護、災害被災、国外留学

2 非従事期間は週単位とし別表(1)の区分とします。

3 専門医の認定資格は、非従事期間の取得の有無にかかわらず認定開始から 5 年間認められます。

4 非従事期間に関する報告は、認定期間終了年度に一括して行います。

5 学会専門医から機構専門医へ移行された方は、次回の更新において認定を受けた前年度に当たる学会専門医最終年度に遡っての期間が、非従事期間週数の対象になります。

6 再認定申請までに非従事期間は最長で 260 週まで(5 年未満)の取得となります。

(専門医休止期間(休止期間))

1 専門医認定期間5年間で合計 52 週以内の非従事期間は、休止期間は適応されずに、通常更新(図①)と同等に審査されます。

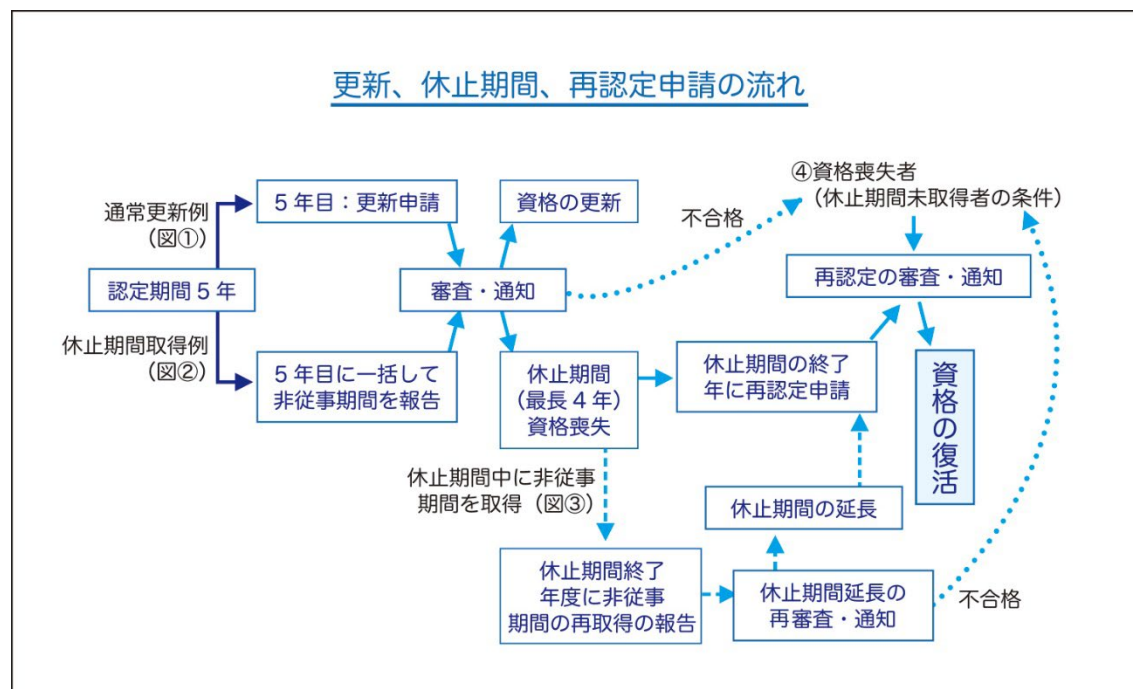
2 1 年以上(53 週以上)の非従事期間を取得した場合(図②、③)は、別表(1)の通り認定期間終了後から年単位の休止期間が発生し、更新が見送られます。

3 休止期間の認定は、認定審査委員会により審議され、結果が通知されます。

4 休止期間中は、機構専門医の資格は休止(資格喪失)となります。

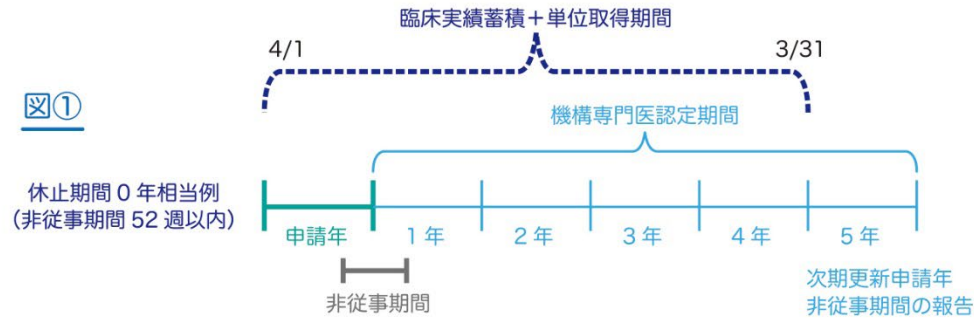
- 5 資格の復活には、休止期間終了年度に再認定申請を行います。休止期間中に再度非従事期間を取得した場合は、休止期間の最終年度に 再度非従事期間報告書を提出し審査を受けます。
- 6 1回の再認定審査にあたり、休止期間は最長4年間認められます。
- 7 審査により休止期間、休止期間の延長が認められない場合は、通常の更新に必要な要件に加え、休止期間の未取得者としての再認定審査に必要な要件((PDF)(2)機構専門医資格取得後、機構専門医資格を喪失したときを対象にしたご案内の 別表(2))を満たした上での再認定申請となります。

更新、休止期間、再認定申請の流れ

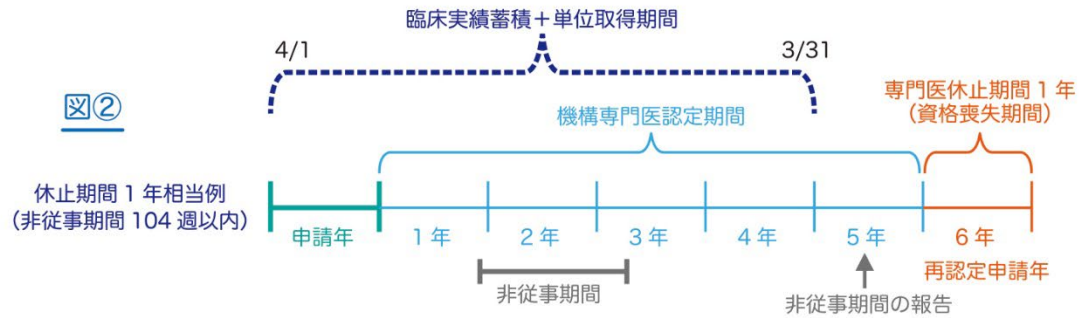


<非従事期間と休止期間のイメージ図>

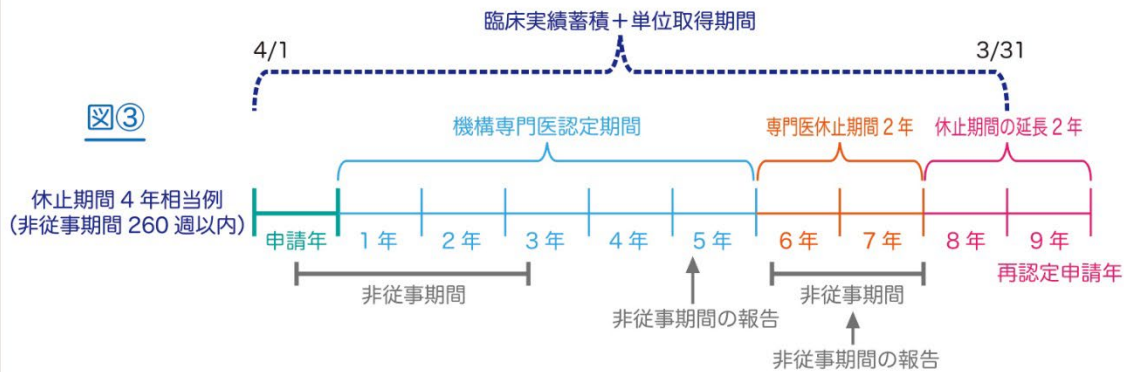
☒①



☒②



☒③



●期間の算定

「従事条件を満たしていない週数＝非従事期間」に応じて、下記の通り休止期間が決定します。

非従事期間とは単一施設週 3 日以上で麻酔関連業務に従事できない週の合計とします。

再認定申請を行う年度により、以下の必要な要件が定められます。

- (1) 再認定申請時に週 3 日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務での従事
- (2) 継続して単一施設週 3 日以上麻酔科関連業務に従事している事とその実績の提出
- (3) 通常更新に加え、休止年数1年ごとに共通講習1単位、かつ領域講習4単位の追加取得
- (4) 前項(2)(3)の臨床実績および単位実績は専門医が認定された前年 4 月 1 日から申請年の 3 月 31 日までの間において算定、取得可能

●休止期間の算定、及び休止を行った場合の再認定審査に必要な単位要件(別表1)

別表(1)		
非従事期間の週数	相当する休止期間	休止期間から再認定審査に必要な単位要件
1～52 週	0 年	(通常の更新申請での審査)
53～104 週	1 年	単位実績/通常更新に加え、専門医共通講習 1 単位、かつ領域講習 4 単位を追加取得する
105～156 週	2 年	単位実績/通常更新に加え、専門医共通講習 2 単位、かつ領域講習単位を8単位追加取得する
157～208 週	3 年	単位実績/通常更新に加え、専門医共通講習 3 単位、かつ領域講習単位 12 単位取得する

209～260 週	4 年	単位実績/通常更新に加え、専門医共通講習 4 単位、かつ領域講習単位を 16 単位追加取得する
-----------	-----	---

※**休止期間から再認定審査に必要な従事状況**/再認定申請時に単一施設週 3 日以上勤務実態があること、かつ認定日の 1 年前の 4 月 1 日から再認定申請する年の 3 月 31 日まで、継続して単一施設週 3 日以上麻酔科関連業務従事とその実績の提出が必要です。

53 週未満の非従事期間については理由書・退職届とその根拠書類を以て審査します。

※休止取得後、非従事により休止期間が変更となる場合、認定日の 1 年前の 4 月 1 日から再認定申請する年の 3 月 31 日までの通算の非従事期間の週数に応じて休止の申請ができる。その申請は、再認定申請にあたる年度の、機構専門医更新の申請期間に提出すること。ただし認められる休止期間は通算で 4 年までになります。

算定例:「認定日の 1 年前の 4 月 1 日から再認定申請する年の 3 月 31 日までの通算の非従事期間」が 157~208 週⇒別表(1)より、休止期間の「追加」ではなく、休止期間が 3 年に「変更」となります。

●休止の申請方法

所定の申請書類をダウンロード・必要事項記入し、機構専門医更新の申請年度にあたる年度の申請期間に提出すること。

* 理由により休止申請が却下されることもあります。

* 非従事期間に関する申請は、更新申請の代わりに認定期間終了年度に一括して行います。

・必要書類

麻酔関連業務非従事期間(非従事期間)報告書(word)

申請要件の確認

休止期間を取得した者

- (1) 再認定申請時に週3日以上単一の医育機関病院や病院施設で麻酔科関連業務での従事
- (2) 非従事期間を除く通算計4年分単一施設週3日以上の勤務とその実績の提出
- (3) 機構専門医更新の必須単位50単位に加え、休止年数1年ごとに共通講習1単位、かつ領域講習4単位の追加取得
- (4) 前項(2)(3)の臨床実績および単位実績は専門医が認定された前年4月1日から申請年の3月31日までの間において算定、取得可能なものとする。

必要単位の確認

- 1) 麻酔科専門医更新認定申請 提出必要書類送付書
- 2) 職務経歴書: 認定を受けた前年度4月1日より申請現在まで
- 3) 麻酔経歴書: 認定を受けた前年度4月1日より申請現在まで
- 4) 臨床実績報告書: 認定を受けた前年度4月1日より申請する年の3月31日まで
- 5) 各種実績目録: 認定を受けた前年度4月1日より申請する年の3月31日まで

下記必要に応じて

- 6) 麻酔関連業務非従事期間(非従事期間)報告書
- 7) 研究証明書類
- 8) 実績証明書類